

6 すこやかに生きるやすらぎのまち

基本方針 1

健康づくりと病気予防の取組強化

現況と課題

本市における死因別死亡順位においては、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患が上位を占めており、わが国の主要死亡原因と同じ状況にあります。

これらの疾患は、生活習慣病とも言われ、食生活の変化や運動不足など日常生活のあり方とも深く関連しています。

このため国においては、生活習慣病をはじめとした国民の健康づくりを図るため「健康日本21」を策定し、国と都道府県及び市町村の役割を明確化し、国民運動として様々な取組を進めています。

本市では、医師会、歯科医師会、その他の関係機関と連携して「健康にちなみ21」を策定し、生活習慣病を予防する「一次予防」に重点を置いた施策の展開を図っています。

今後は、市民一人ひとりの自主的な健康づくりのための啓発を行うとともに、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、疾病の早期発見や治療にとどまらず、毎日の生活習慣改善に心がけて積極的な健康づくりを推進するなど、疾病予防に重点を置いた対策が必要となっています。

一方で、国際化の進展等により結核や感染症の感染形態も多様化しています。

また、社会構造の複雑化に伴いストレスを感じる人が増える中で、心の健康づくりを進めることも重要な課題となっています。

感染症の発生予防やまん延防止に対する意識の醸成を図るとともに、予防接種や健康診断を積極的に受診する取組を推進する必要があります。

また、心の健康に関して気軽に相談できる体制の整備が必要となっています。

施策の体系

1 健康づくりの一体的・効率的な実施

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 疾病予防の充実
- (3) 健康危機管理体制の強化



施策の展開

1 健康づくりの一体的・効率的な実施**施策の方針**

- 1 21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」に基づいた健康づくりを推進します。
- 2 乳幼児・妊婦健診等の受診率向上と、市民の生活習慣病対策や健康寿命を延ばすために特定健診、がん検診、結核検診等の充実を図ります。
- 3 乳幼児から高齢者まで一貫した健康教育を推進し、乳幼児から健康的な生活習慣が身につくよう支援に努めます。
- 4 ふれあい健やかセンターと地域保健センター間の連携強化により、多角的で総合的なサービスを提供します。

施策の概要**(1) 健康づくりの推進**

- ①各種健康講座、健康イベントを実施し、「自分の健康は自分で守る」という意識の啓発を図ります。また、乳幼児から高齢者まで一貫した健康教育を推進し、乳幼児期から健康的な生活習慣が身に付くよう支援します。
- ②市民の健康管理や生活習慣病予防のための地域における自主活動の支援を図ります。また、健康づくりリーダーの育成に努めます。
- ③生涯を通じた健全な食生活の実現や食文化の継承、健康の確保などが図られるよう、食の面から市民の健康づくりを支援します。
- ④市民が健康づくりに関する適切な相談、指導を継続的に受けることができる健康相談機能を充実します。
- ⑤メンタルヘルスに関する情報を積極的に提供し、心の健康づくりの意識の高揚を図るとともに、心のケアや自殺予防に関する相談体制を充実します。
- ⑥各地域における保健、福祉、介護等施設の機能強化とふれあい健やかセンターとの連携を図ります。

(2) 疾病予防の充実

- ①生活習慣病の早期発見・早期治療のため、各種健診を実施し、その後の相談活動を通して、市民一人ひとりが主体的な健康行動をとることができるよう支援します。



- ②「予防」の重要性に対する理解の促進を図るとともに、効果的な保健指導の充実を図ります。また、健診未受診者の確実な把握、保健指導の徹底、医療費適正効果までを含めたデータの蓄積と効果の評価を行います。

(3) 健康危機管理体制の強化

- ①健康危機（新型インフルエンザ・集団感染症・集団食中毒・毒物劇物事故等）に対応するため、日南市健康危機管理対策委員会を中心に、事前対応・発生時対応・事後対応の体制整備を行い、健康危機情報の的確な収集・分析と必要な情報を迅速に関係機関へ提供するとともに、連携・*協働体制の構築に努めます。
- ②結核や感染症の発生予防を図るため、健康診断、予防接種等を推進するとともに、適切な医療の提供等による治療や感染症拡大防止対策に努めます。
- ③関係機関と連携を図り、覚せい剤等の薬物が健康や生活に及ぼす危険の啓発、教育を継続して行い、薬物乱用防止に努めます。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	妊婦健診（初回）未受診者数	1人	0人
2	1歳6か月児健診受診率	(H20実績) 87.5%	90%
3	3歳6か月児健診受診率	(H20実績) 85.6%	90%
4	BCG予防接種接種率	(H20実績) 97.0%	100%
5	MR（麻しん・風疹）接種率 （第2期）	(H20実績) 87.0%	95%
6	がん検診受診率	10～20%	50%
7	特定健診受診率	(H20実績) 30.2%	65%
8	特定保健指導実施率	(H20実績) 20.2%	45%

協働
同じ目的のために、協力して物事に取り組むこと。



基本方針2

誰もが安心できる地域医療体制の整備

現況と課題

地域医療体制については、基本的に一次医療を民間の開業医療機関が担い、県立日南病院が圏域の二次救急医療を担い、市立中部病院は準中核病院として各医療機関と機能分担や連携に努め、地域の一次・二次医療や特化した医療の提供を目指しています。

一方で救急医療体制は、初期夜間急病センターと救急告示医療機関の機能分担の明確化、初期夜間急病センターの診療時間の充実、小児救急医療の充実など、広域的な救急医療体制を整備する必要があります。

そして、大規模な災害発生時の医療の確保に向けた災害医療の充実など、緊急時の市民の生命や健康を支える医療体制を充実していく必要があります。

また、生活習慣病や慢性疾患の増加などに伴い、市民の医療に対するニーズは高度化・多様化しています。

関係機関による機能分担等を図りつつ、高度・専門的な医療体制の整備が求められています。

さらに、高齢化が急速に進行している本市においては、保健・福祉・介護の充実のためには、医療との連携が必要不可欠であり、老人保健施設等を含めた地域医療体制の充実がますます必要となっています。

施策の体系

1 初期救急医療の充実

- (1) 救急医療体制の充実
- (2) 災害時医療体制の整備

2 医療体制のネットワーク化とサービスの充実

- (1) 地域医療体制の充実
- (2) 地域医療サービスの充実



日南市初期夜間急病センター

1 初期救急医療の充実

施策の方針

- 1 急病や交通事故等に速やかに対応するため、病院の連携と情報の共有、救急車両の適正配置等により初期救急医療体制を充実させます。
- 2 地域の一次医療施設と高度専門医療機関による機能分担と連携を図り、休日や夜間における救急医療体制の強化に努めます。

施策の概要

(1) 救急医療体制の充実

- ①日曜、休日に発生した、軽度急病患者の医療を確保するため、在宅当番医制度を充実します。
- ②夜間に発生した軽度急病患者の医療を確保するため、初期夜間急病センターの診療時間の充実及び救急告示医療機関や在宅当番医との機能分担の明確化に努めます。
- ③公的医療機関については、高度・専門的な医療など、地域で求められる医療機能の充実強化に向けて、各医療機関による機能分担や連携に努めます。
- ④関係機関と広域連携を図り、初期から第三次に至る救急医療体制の充実に努めます。

(2) 災害時医療体制の整備

- ①大規模災害発生時における「災害拠点病院」と医療機関との連携協力体制の構築を図り、災害医療体制の充実に努めます。
- ②市民に対し、緊急時における応急措置等に関する正しい知識の普及活動に努めます。
- ③災害発生時に必要となる医薬品及び医療材料等の備蓄を図ります。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	県立日南病院における 初期救急患者数の抑制のための 初期夜間急病センター受診者数	1,800人／年	3,600人／年



施策の展開

2 医療体制のネットワーク化とサービスの充実

施策の方針

- 1 県立日南病院と市立中部病院の役割分担を明確にするとともに、医療機関の相互連携体制の強化を図り、地域医療の充実、保健予防的医療の強化や高齢社会の進行に対応した保健医療サービスの提供等の地域医療の充実に努めます。
- 2 地域医療水準の向上と高度医療サービスの提供をより一層推進します。

施策の概要

(1) 地域医療体制の充実

- ①医療機関の機能分担と連携に基づく二次医療機能の充実や医療施設の近代化などを促進し、地域保健医療の基盤づくりに努めます。
- ②疾病構造の変化や高齢化に伴う医療ニーズの多様化・専門化・高度化に対応するため、地域医療の機能確保に努めます。
- ③関係機関や各医療機関等との連携を強化し、高度医療や救急医療体制の充実と在宅ケア・地域リハビリテーションの推進など、保健・福祉・介護等の機関と連携した総合的・包括的な地域医療体制等の推進に努めます。

(2) 地域医療サービスの充実

- ①市民が身近で診療や健康相談が受けられる「かかりつけ医」の定着を図るため、医療機関との連携や普及啓発活動を推進します。
- ②医師会等の協力を得ながら、休日・夜間診療の充実・強化に努めます。
また、初期夜間急病センターの適正利用を進めるため、広報活動に努めます。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	地域医療体制に対する充実 (市民意識調査の住民満足度)	24.80%	60%
2	地域医療問題懇話会の設置	—	年2回開催



基本方針 3

高齢者の福祉と介護サービスの充実

現況と課題

平成21年10月現在の本市の高齢化率は31.0%に達しており、全国平均22.7%と比較すると高齢化が一段と進行していることがわかります。

また、介護を必要とする高齢者も増加傾向にあり、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加などの課題が深刻化しています。

さらに、医療費についても増加傾向にあり、今後、ますます高齢化が進展する中、介護と医療への多様なニーズは増大するものと予測されます。

このような状況において、平成18年4月の介護保険法の一部改正の施行に伴い、地域ケア体制の整備と介護予防型へのシステム転換により、高齢者が安心して暮らし続けることができる地域社会の構築が最優先課題となりました。

このため、高齢者の生きがいのある充実した暮らしの実現に向けて、地域づくりや就労等を通じた社会参加を多方面から支援するとともに、高齢者が健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、高齢者一人ひとりに合った健康増進プログラムを提供するなど、介護予防に関する施策の充実を図る必要があります。

また、一人暮らしや寝たきり、認知症など介護を要する高齢者が安心して利用できる介護サービスの充実を図る必要があります。

これらを踏まえ、きめ細かな保健福祉サービス体制の充実を図り、高齢者の要望に応じていくとともに、福祉・介護・保健・医療の連携を一層強化していく必要があります。

併せて、社会福祉協議会や社会福祉施設、介護保険事業者、保健所、医師会などをはじめ、民生委員・児童委員、福祉委員など、地域福祉の推進団体や個人と連携し、高齢者がこれまで生活してきた地域で暮らし続けることができるよう、地域ケア体制の充実を図っていくことも必要です。

施策の体系

1 高齢者の生活支援・自立支援の強化

- (1) 生きがいづくりと社会参加の促進
- (2) 高齢者福祉の充実

2 介護保険制度の運用促進

- (1) 介護保険制度の推進
- (2) 地域支援事業の推進



施策の展開

1 高齢者の生活支援・自立支援の強化

施策の方針

- 1 高齢者が生きがいを持って生活できるよう、地域社会の住民相互が見守り助け合う体制づくりに努めます。
- 2 高齢者が社会的役割を分担できる仕組みづくりに取り組み、積極的な社会参加を促す施策を推進します。
- 3 高齢者のスポーツ、文化活動への参加を推進し、活動機会の充実を図ります。
- 4 高齢者の安心・安全な暮らしづくりを推進します。
- 5 ＊ユニバーサルデザインの導入等による高齢者に対応した住環境の整備に努めます。
- 6 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で長生きできるよう、在宅福祉や介護予防を推進するための事業を実施します。

施策の概要

(1) 生きがいづくりと社会参加の促進

- ① 高齢者一人ひとりが健康に留意し、生きがいを持ち、「住み慣れたまちで暮らし続けられる社会」、「健康と自己実現を大切にする社会」、「支える幸せ、支えられる幸せを実感できる社会」を目指し、高齢者への総合的な支援に努めます。
- ② 高齢者相互の連携と交流を促進するため、その中核となる高齢者クラブの組織の強化と活動の活性化を図ります。
- ③ 世代を超えたふれあいを促進するため、高齢者と子どもがふれあうことができる場の提供を行い、世代間の交流を推進します。
- ④ 健康づくりと生きがいづくりを兼ねて、高齢者を対象とした各種運動教室の開催やスポーツの普及等に努め、身体状況に応じたスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。
- ⑤ シルバー人材センターや事業者等と連携を図りながら、高齢者がその豊かな社会経験や能力を引き続き発揮できる就労環境づくりに努めます。
- ⑥ 家に閉じこもりがちな高齢者に対しては、＊デイサービスセンターにおいて、日常動作訓練や趣味活動（生きがい活動）などのサービスを実施します。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、言語などの様々な特性や違いを超えて、はじめから全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをしようという考え方。

デイサービス

要介護者又は要支援者が老人デイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービス。



(2) 高齢者福祉の充実

- ①社会福祉協議会との連携を図り、地域福祉の推進活動を積極的に支援します。
- ②地域ケア体制の確立のために、民生委員・児童委員、福祉委員の十分な理解と協力体制が得られるよう連携強化に努めます。
- ③複雑多様化する福祉需要に対応するため、保健、医療、福祉に携わる人材の確保を図り、その資質の向上に努めます。
- ④一人暮らし高齢者に対して、安心した在宅での生活が援助できるよう緊急通報装置の設置を進めるとともに、地域での見守りなどの活動の充実を図ります。
- ⑤関係機関や事業者、各種団体等と連携を図り、交通安全や防犯、防災活動等に努めます。
- ⑥自宅で生活困難な高齢者に対しては、その実情に応じて適切な入所手続きを行うなど施設福祉の充実を図ります。
- ⑦高齢者相互の親睦やシルバー人材センターの活動拠点として、老人福祉センターなどの有効利用を図ります。
- ⑧保健・医療・福祉の各分野との連携を図るとともに、様々な生活実態を把握しながら、高齢者の増加に対応した各種生活支援サービス事業の強化を図ります。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	高齢者クラブ加入者数	3,142人	3,200人
2	老人福祉センター利用者数	4,722人	4,800人



いきいき合同金婚式



施策の展開

2 介護保険制度の運用促進**施策の方針**

- 1 介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険サービスの広報・啓発の充実と公平公正な介護認定に努めます。
- 2 高齢者が要介護状態にならないように、介護予防を推進するとともに、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援します。

施策の概要**(1) 介護保険制度の推進**

- ①介護保険制度の利用方法、利用実態、介護サービス事業者等の情報提供を行い、制度に対する理解を深め、市民の主体的選択に基づく適切な介護サービスの利用を推進します。
- ②調査員や審査員の資質向上のため、研修の充実やマニュアル化を図りながら、公平公正な介護認定の実施に努めます。
- ③65歳以上の人の保険料の納付については、納付相談などの体制を強化するとともに、普通徴収者の口座振替を推進し、納付率の向上を図ります。
- ④介護度に応じた適正な介護サービスが受給できるように努めるとともに、質の向上や人材の確保等を働きかけ、基盤の充実を図ります。
- ⑤介護サービス事業の第三者評価の導入及び評価結果の公表を推進し、利用者の視点に立った適正な制度運用に努めます。
- ⑥生涯現役で生きがいのある安心した老後を送ることができるよう、南那珂医師会、介護サービス事業者、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、福祉委員などの関係機関と連携し、保険制度の円滑な運営や介護予防に取り組めます。

(2) 地域支援事業の推進

- ① 65歳以上の高齢者のうち、要支援・要介護に移行する可能性の高い方を対象に、各種介護予防を実施します。
- ②地域包括支援センターにおいて、高齢者に対する総合相談支援や虐待防止などの権利擁護を行うとともに、介護予防が効果的かつ効率的に提供されるよう適切なマネジメントなどを実施して、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。
- ③在宅生活の継続・向上を図るために、介護用品支給、配食サービスなどの支援を推進します。



基本方針 4

安心して子育てができる環境の充実

現況と課題

核家族化、家庭や地域における子育て機能の低下、*ライフスタイルの多様化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、出生率の低下によって少子化が急速に進んでいます。

少子化の進行によって、子ども同士の交流機会が減少し、過保護化などにより子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されています。

加えて、地域の連帯意識の低下や家族形態の変化等により、子育てに不安を抱く保護者も増加しています。

このため、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、安心して生み育てることができるよう、地域や家庭、保健・福祉・教育など各分野との連携による総合的な子育て支援の充実を図っていく必要があります。

さらに、児童虐待など保護者の不適切な養育、子ども自身の非行や不登校など、複雑多様化する児童問題に対する相談体制の充実を図る必要があります。

一方で、幼児教育と保育は、心身の発達と人格形成の重要な役割を担っています。

家庭や幼稚園、保育所（園）などと地域社会が一体となって、時代に適応した幼児の健全な学習環境や指導体制を整備する必要があります。

これまで本市では、母子保健事業において「次世代育成支援行動計画」を策定し、出産前後の母体の健康管理や育児支援等の充実を図ってきました。

そのほか、*食育基本法制定後は、市民の心身の健康増進と豊かな人間形成を図るため、食育推進運動を展開しています。

今後とも、これらの取組を拡充していくことが求められます。

施策の体系

1 子育て支援体制の充実

- (1) 児童福祉の充実
- (2) 就学前教育の充実
- (3) ひとり親世帯への自立支援

2 子育てネットワークづくり

- (1) 相談・指導体制の充実
- (2) 地域が一体となった子育て支援の推進

ライフスタイル

生活の様式・営み方。
また、人生観・価値観・
習慣などを含めた個人の
生き方。

食育

健康的な生活を送るため
に、食に関するあらゆる
知識を育むこと。



施策の展開

1 子育て支援体制の充実

施策の方針

- 1 次世代育成支援行動計画の推進を図るとともに、県や関係機関と連携し、子どもを産み育てる環境を充実させるために必要な体制の構築を進めます。
- 2 女性の社会進出に際して、多様化する保育ニーズに対応できる体制の充実（私立幼稚園における預かり保育や障がい児保育等、保育所における乳幼児保育・延長保育・病後児保育・障がい児保育等）に努め、仕事と育児を両立できる環境づくりを進めます。
- 3 市立保育所については、少子化や財政状況、行政改革等の観点から、民間委託や民営化、統廃合等、運営方法の検討を行います。

施策の概要

(1) 児童福祉の充実

- ①次代を担う子どもたちが、個性豊かでたくましく育つための環境づくりとして、家庭と地域が一体となった子育て支援を推進します。
- ②子育て支援センターの充実や、乳児保育・延長保育、休日保育や障がい児保育などの充実を図ります。
- ③子育て相談などに対応できる環境づくりに努めます。
- ④非行や不登校、家庭崩壊などの複雑多様化する問題に対処し、児童虐待防止対策を図るため、民生委員・児童委員や家庭相談員、保健所、児童相談所などの関係機関との連携を強化します。
- ⑤地域児童の健全育成のため、放課後児童クラブや学童保育の充実を図ります。
- ⑥母子保健活動との連携を強化しながら、乳幼児医療費助成の充実促進を図り、妊産婦、乳幼児の健康づくり支援体制を強化します。
- ⑦思春期保健対策の充実を図るため、学校保健と地域保健の連携強化に努めます。
- ⑧就園・入園を推奨するため、私立幼稚園については就園奨励への補助を継続し、経済的負担の軽減を図り、保育所（園）については保育料の適正化に努めます。



(2) 就学前教育の充実

- ①子どもの健全な育成を図るため、幼稚園、保育所（園）における教育体制の整備を促進します。また、家庭と幼稚園、保育所（園）、民生委員・児童委員をはじめとした、地域社会が一体となって指導する体制づくりを促進します。
- ②家庭と協働しながら、幼稚園、保育所（園）における集団生活の中で子どもに豊かな社会性を養うとともに、個性を引き出し、健康な体づくりを推進します。
- ③地域幼児教育センターとしての幼稚園の機能向上を図るため、幼児一人ひとりの個性や発達段階に応じたきめ細かな指導を促進するとともに、小学校との連携による幼小一貫教育の充実に努めます。
- ④読み聞かせ会等を実施して、読書活動の推進を図ります。

(3) ひとり親世帯への自立支援

- ①公共職業安定所や関係機関と連携しながら、就業相談や求人情報の収集を行い、就労支援の充実を図るとともに、民間事業所などに対して、母子・父子・寡婦世帯の生活環境に対する理解と協力を要請するなど、就労機会の確保に努めます。
- ②母子自立支援員や母子福祉協力員を中心とした相談指導体制の充実を図ります。
- ③母子及び父子家庭等医療費助成により母子及び父子家庭等の生活安定と福祉の向上を図り、母子・寡婦福祉資金貸付などを活用し、母子及び父子家庭等の経済的自立を図ります。また、母子・寡婦世帯の自立の支援を図るため、母子・寡婦福祉協議会などの育成強化に努めます。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	放課後児童クラブ・ 学童保育実施施設	5 か所	7 か所
2	乳幼児健康支援一時預かり事業 実施施設（病後児保育）	2 か所	3 か所
3	延長保育事業実施施設	9 か所	12か所
4	一時預かり事業実施施設	7 か所	10か所
5	休日保育事業実施施設	なし	1 か所



施策の展開

2 子育てネットワークづくり

施策の方針

- 1 育児の孤立化や育児不安解消のためのサークル活動をはじめ、身近な地域が助け支え合い子育てできるネットワークづくりを支援します。
- 2 地域、学校、児童館等が連携し、子どもが地域の人とふれあい、総合的な子育てのできる環境づくりを進めます。

施策の概要

(1) 相談・指導体制の充実

- ①児童虐待をはじめとする各種相談に対し、的確に対応することができるよう、関係機関と連携を強化し、家庭児童相談室の充実及び相談・指導体制の確立に努めます。
- ②男女がともに育児に参加できる環境づくりのため、子育てネットワーク協議会等の一層の充実を図ります。
- ③育児不安の軽減と安心して楽しく育児が出来る環境づくりとして、地域の子育て支援サービスの推進とネットワーク化を行います。

(2) 地域が一体となった子育て支援の推進

- ①次世代育成支援行動計画の推進を図るとともに、県や関係機関と連携し、子どもを生み育てる環境を充実させるために必要な体制の構築を進めます。
- ②市民に対し、子育ての大切さや家庭の暖かさなどをテーマにした講演や育児・介護休業制度等の普及啓発を行い、意識の醸成を図ります。
- ③地域やボランティア団体等と連携し、子育ての先輩が自分の経験や親として必要なことを若い親と気軽に話し合えるネットワークづくりに努めます。



基本方針 5

障がい者（児）の活動支援の充実

現況と課題

本市での、身体障がい者数は、平成21年4月現在3,803人で年々増加傾向にあります。

障害種別に見ると、肢体不自由が2,052人（54.0%）と最も多く、次いで内部障害が1,136人（29.9%）となっています。

また、知的障がい者は、594人（平成21年4月）、精神障がい者は、184人（平成21年4月）となっています。

近年は、交通事故、労働災害によるほか、脳卒中等に起因する障害の発生が多くなっています。このため、生活習慣病の予防、健康増進及び介護予防事業との連携による生活機能低下の早期把握に努める必要があります。

さらに、障がい者（児）の自立と社会参加の意識が高まってきており、障がい者（児）施策に対するニーズの多様化に加え、生活の質の向上も求められています。

平成18年4月から施行された障害者自立支援法では、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、一元的にサービスを提供することとなっています。

このサービスに対する負担金は、安定的な財源を確保するために、利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みになっています。

こうした中、本市では、障がい者（児）にやさしいまちづくりを推進するため、在宅福祉サービス、福祉施設の入通所を支援してきました。

今後も、障がい者（児）の増加や高齢化、障害の重度・重複化など時代の変化に適應する施策を推進する必要があります。

そこで、今後は障がい者（児）の主体性、自立性、能力等が十分発揮できる社会参加の支援と在宅・施設福祉サービスの充実に努めるとともに、※ノーマライゼーションの理念の浸透を図り、障がい者（児）が社会参加しやすい環境づくりを進めることが重要です。

施策の体系

1 障がい者（児）福祉の充実

- (1) 障がい者（児）福祉サービスの充実
- (2) 障がい者（児）の自立支援と社会参加の促進

ノーマライゼーション

生活全般において高齢者・障がい者などすべての人に同等の機会と可能性を保障すること。



施策の展開

1 障がい者（児）福祉の充実

施策の方針

- 1 障がい者（児）の自立支援として、地域での相談体制と総合的・多角的な相談体制のネットワーク化を図り、専門的かつ適切な支援を行うことができるよう努めます。
- 2 在宅介護、デイサービス、*ショートステイ、日常生活用具の給付、補装具の助成等、在宅障がい者（児）への在宅生活支援サービスを充実するとともに、障がい者（児）や家族のニーズ、障害の実態に応じた生活施設（*グループホーム等）や通所施設（授産施設、福祉作業所等）への入通所を支援し、障がい者（児）の自立と社会参加の促進に努めます。

施策の概要

(1)障がい者（児）福祉サービスの充実

- ①保健・医療・福祉分野等に関する関係機関との連携を強化し、相談・指導体制の充実を図ります。また、地域において民生委員・児童委員などの協力を得て、日常的に相談・助言に応じることのできる体制づくりを推進します。
- ②障がい者（児）の日常生活における自立を援助するため、医療費・タクシー料金の一部助成などの福祉制度の充実を図るとともに、ホームヘルプサービス、短期入所や補装具等の自立支援給付、また、相談支援や日常生活用具の給付等による地域生活支援を積極的に推進します。
- ③一人ひとりの障害に適した施設への入通所支援の円滑化を推進するとともに、施設と連携しながら、入通所者に対するサービスの充実を図ります。
- ④障がい者（児）の宿泊を伴わない日中における活動の場を確保し、障がい者（児）を日常介護している家族の一時的な負担軽減を行うため、日中一時支援の充実を図ります。
- ⑤手話や朗読などをはじめ、より広い多様な分野でのボランティア活動を支援し、誰もが参加できるボランティア活動体制づくりを推進します。

(2)障がい者（児）の自立支援と社会参加の促進

- ①障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、障害者団体や家族会の育成・指導を図ります。

ショートステイ

在宅の寝たきり老人などの介護者が、病気や事故などの為介護が困難になった場合に、その老人などを一時的に施設で保護すること。

グループホーム

地域に開かれた家庭的雰囲気のある住宅で、専門のスタッフと共に日常生活の中で心身の機能訓練や心の活性化を計りつつ、その人の有する能力の発揮、自立を促し援助するための施設。



- ②障害者自立支援制度の推進を図るため、障がい者（児）自らが支援制度を選択できるサービスの確保に努めながら、内容の充実を図ります。
- ③身体機能又は生活能力の向上に必要な自立訓練、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な就労支援を促進することにより、それぞれの適性と能力に応じた障がい者（児）の社会参加を積極的に支援します。
- ④障がい者雇用の拡大と継続を図るため、公的支援機関との連携や民間企業、団体等へ各種制度の周知を行い、働く場の充実に努めます。
- ⑤障がい者（児）の社会参加を促進するとともに、健康・体力の維持増進や心身のリフレッシュを図るため、国、県、市で行われている「障害者スポーツ大会」や日南市身体障害者福祉協会が行う「ふれあいの旅」など、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。
- ⑥ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者（児）の自立と社会参加ができる地域社会の実現へ向け、障害の種別や程度の変化など、障がい者（児）の生活実態を踏まえた必要なニーズに対応可能な在宅福祉、自立生活支援サービスの充実に努めます。また、市民の「障害」・「障がい者（児）」に対する正しい認識と理解を深めます。
- ⑦障がい者（児）が、社会と関わり合いながら自立した生活を送ることができる環境づくりを推進し、多様な生活を支える各種サービスの提供と充実に努めます。



日南車いすマラソン大会



基本方針 6

地域による福祉活動の活性化支援と社会保障

現況と課題

□地域福祉

市民一人ひとりが住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を送ることができる社会づくりのために、地域の隅々まで行き届いた福祉サービスの展開と市民総参加による地域での支え合いが強く求められています。

誰もが住み慣れた地域の中でともに暮らし、ともに生きていくことができるノーマライゼーション社会の実現を図るためには、高齢者福祉や障がい者（児）福祉、児童・家庭福祉などの各種福祉施策の充実に加え、各分野が連携を密にし、ユニバーサルデザインに配慮した公共的施設等の整備、ボランティア団体の育成・支援や啓発・広報活動の推進など、総合的・横断的な福祉施策を展開する必要があります。

また、今後は市民一人ひとりが福祉を身近なものとして捉え、理解と協力を深めることができるよう、福祉意識の高揚と福祉学習の充実に図るとともに、市民レベルでの多様な活動が活発に行われるよう、*NPOの育成やボランティア団体等が活動しやすい体制を整備しながら、団体間の連携を支援していく必要があります。

□社会保障

本市の生活保護世帯は、長引く経済不況の影響や家庭事情等により増加傾向にあります。

今後も高齢化の進展や生活環境の変化等により、高齢者世帯や単身者世帯の増加が予想されることから、生活保護制度の適正な運営のため、世帯の保有する資産の活用や自立に向けた稼働能力の活用など世帯の状況に適応した指導の必要があります。

国民健康保険は、生活習慣病の増加や医療技術の高度化、加入者の高齢化等により医療費が大幅に伸びており、事業運営は今後さらに厳しい状況になると予想されます。

このため、収納の確保、給付の適正化等に努め、国民健康保険事業の健全運営を進めながら、各種保健事業を充実し、医療費の適正化を図る必要があります。

国民年金事業は、適用業務と免除申請受付及び給付相談が主な業務となっています。

今後も、進行していく少子高齢社会に備え、将来にわたって安定した老後の生活を営むことができるよう、国との協力・連携を円滑に行い、無年金者の根絶に努め、未加入者の適用対策を促進していくことが重要な課題です。

また、加入者の年金制度に対する意識の高揚を図るため、広報活動と年金相談などの充実に努めながら、年金制度の改善・充実に努めます。

NPO
(NonProfitOrganization)
非営利活動組織。利潤を上げることが目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。



施策の体系

1 協働による福祉活動の推進

- (1) 地域福祉推進体制の整備
- (2) 福祉への理解と協力の促進
- (3) ユニバーサルデザインの導入
- (4) 福祉関連事業所等の支援

2 社会保障の充実

- (1) 生活困窮者等の支援の充実
- (2) 医療保険事業の健全な運営・運用
- (3) 国民年金への加入促進と制度の充実



日南市民福祉まつり



戦没者追悼式



施策の展開

1 協働による福祉活動の推進

施策の方針

- 1 住民相互の助け合い、支え合いという視点に立ち、高齢者介護や障がい者（児）支援、子育て支援等の福祉分野における既存の活動を活発化させ、活動グループ内の連携・情報交換を促進します。
- 2 より多くの住民が多様なボランティア活動に参加できるよう、活動に関する情報提供等を積極的に行います。
- 3 増加する福祉サービスの需要と多様なニーズに対応するため、福祉関連事業所等の支援に努めます。

施策の概要

(1) 地域福祉推進体制の整備

- ①高齢者や障がい者（児）をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる、保健・医療・福祉の連携の充実を図るとともに、市民、自治会、高齢者クラブ、ボランティア団体等が相互に協力・連携して地域全体で支えていく福祉体制の整備を図ります。
- ②地域福祉の推進役となる関係機関や団体等が有機的に連携を図り、地域福祉推進体制の充実を図ります。
- ③介護保険サービスや、高齢者福祉、障がい者（児）福祉などの各種福祉サービスの充実を図るとともに、総合的・横断的な施策を積極的に推進するため、各種福祉計画に基づいて施策の連携強化に努めます。
- ④生活困窮者等に対しては、引き続き関係機関・団体等と連携を図り、適正な制度の活用と実施に努めます。
- ⑤民間福祉施設とボランティア団体、NPO、関係機関・団体・行政などが相互に連携し、各地域における福祉サービスの充実を図るため、社会福祉協議会などを中心とした、各種福祉サービスのネットワーク化を推進します。
- ⑥高齢者や障がい者（児）をはじめ、すべての人々の人権尊重を推進するとともに、認知症や精神的な障害などで判断能力が十分でない人については、社会福祉協議会を中心とした関係機関と連携し、その権利擁護対策やプライバシー保護対策などに努め、誰もが安心して生活できるよう支援体制の充実努めます。



(2) 福祉への理解と協力の促進

- ①健康・医療・福祉に関する研修会やイベントの開催、広報紙等による啓発活動を通じてノーマライゼーションの理念の浸透と思いやりの心の醸成を図ります。
- ②ノーマライゼーション理念の普及を図るため、広報紙やパンフレットなどを活用した啓発・広報活動を積極的に展開するとともに、福祉関係行事において、市民の幅広い参加を促し、福祉に対する理解とその内容の充実に努めます。
- ③幼児・児童・生徒の福祉教育は、思いやりの心と敬老の意識を育み、障がい者（児）などに対する理解を深めるため、家庭や幼稚園・保育所（園）・小中学校などと連携して、高齢者や障がい者（児）などとのふれあい交流や福祉活動、ボランティア活動などを通して幅広い福祉教育を推進します。
- ④関係団体・機関と協力し、保健・医療・福祉に携わるヒューマンパワーの確保を図るとともに、講習会・研修会などを通じて、その資質向上に努めます。

(3) ユニバーサルデザインの導入

- ①建物や道路、公園など既存施設も含めた公共的施設において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や宮崎県「人にやさしい福祉のまちづくり条例」などに基づき、一定の整備基準が満たされるよう、県や関係機関などと連携して高齢者や障がい者（児）などに配慮した施設、設備などの充実とユニバーサルデザインの導入を進めます。
- ②高齢者や障がい者（児）等の、情報伝達手段やコミュニケーション手段の確保を図るため、ボランティア団体や関係機関と協力し、点字・音声・手話・文字表示などの様々な形態による情報提供に努めます。
- ③各種の福祉施設や公共的施設などにおいて、特に高齢者や障がい者（児）などの災害時要援護者に配慮した、スプリンクラー設備や非常通報装置などの防災装置の整備を促進します。
- ④消防や警察などの関係機関や自主防災組織、地域ボランティアなどと連携し、地震や風水害などの自然災害や火災発生時における災害時要援護者などの救助・救援体制の確立に努めます。

(4) 福祉関連事業所等の支援

- ①急速な高齢化をはじめとする福祉サービス需要の増大へ対応するために、福祉関連事業所等の支援に努めます。
- ②福祉関連事業所等と地域の福祉団体との連携を促進します。



施策の展開

2 社会保障の充実

施策の方針

- 1 生活困窮者等の支援については、民生委員・児童委員や福祉委員と連携を図り、自立への援助を基本とした生活保護制度の適正な運営に努めます。
- 2 相互扶助と受益者負担という保険事業の趣旨の周知徹底を推進し、保険制度への未加入者の解消、適正賦課の推進、収納率の向上を図り、保険財政の安定化に努めます。
- 3 国民年金制度の重要性を周知するため、様々な機会を捉えて情報の意識啓発を推進し、国との連携により未加入者の加入促進や保険料の未納者の解消に努めます。

施策の概要

(1) 生活困窮者等の支援の充実

- ①生活保護の相談や申請・開始段階における適切な助言・指導・調査などの徹底を図り、申請ケースの実態に即した計画的な訪問活動を推進します。
- ②低所得者世帯の経済的自立と生活意欲を増進するため、関係機関と連携を強化し、就労等に関する相談体制の充実を図り、保護世帯の実情に応じた適切な指導に努めます。
- ③※レセプト点検や主治医訪問、嘱託医の活用などによる病状把握と、実態に応じた適切な生活指導や療養指導などを実施し、医療扶助の適正運営に努めます。
- ④※ケースワーカーの研修内容を充実し、職員の資質向上に努めます。
- ⑤生活保護の計画的な運営管理を推進するため、査察指導機能の充実を図ります。

(2) 医療保険事業の健全な運営・運用

- ①国民健康保険税及び※後期高齢者医療保険料の収納については、口座振替を推進するとともに、戸別訪問による滞納防止や納税相談などの徴収体制を強化し、収納率の向上を図ります。

レセプト

患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療費の明細書。

ケースワーカー

生活保護を受けている人に対して様々な働きかけをする職員。

後期高齢者医療制度

平成20年4月1日に施行された、75歳以上の高齢者等を対象とする他の健康保険とは独立した医療保険制度。



- ②医療費適正化の重点項目であるレセプトの点検を強化し、国保加入資格審査及び内容の点検によりレセプト審査機関への再審査請求の徹底を図ります。また、重複、多受診者などに対して、保健師、栄養士の家庭訪問による指導を引き続き強化します。さらに、医療費を通知し、内容の通知、レセプトによる医療費分析と交通事故などによる第三者行為求償事務の充実を促進します。
- ③*長寿医療（後期高齢者医療）制度に対する市民の理解を深めるため、国・県及び宮崎県後期高齢者医療広域連合との連携を密にしながら、広報活動の充実を図るとともに、窓口における適切な対応を行うため職員研修等を重ね、専門的知識の習得に努めます。
- ④長寿医療（後期高齢者医療）制度に対する疑問、要望等を的確に把握し、関係機関への要請を行い、制度の安定を図ります。

(3) 国民年金への加入促進と制度の充実

- ①国民皆年金を推進するため、20歳到達者や適用漏れ者などを的確に把握し、窓口における説明の充実・強化や職権適用の拡大を行い、未加入者の加入を推進します。
- ②制度の仕組み等に関する幅広い年金相談の充実を図るとともに、国との連携により未加入者への加入促進や保険料未納者の解消に努めます。
- ③国民年金制度に対する市民の理解を深めるため関係機関と連携し、広報活動の充実を図ります。



長寿医療（後期高齢者医療）制度
平成20年4月1日に
施行された、75歳以上
の高齢者等を対象と
する他の健康保険と
は独立した医療保険制
度。

年金相談

